

和歌山県地域公共交通計画（素案）に対する 県民意見募集（パブリックコメント）の実施について

1. 趣旨

令和2年の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、全ての地方公共団体が地域公共交通のマスタープランとなる地域公共交通計画を策定するよう努力義務化されました。

これを受けて、本県における地域公共交通を取り巻く諸課題に関係者が一体となって取り組むため、和歌山県地域公共交通計画を策定いたします。

つきましては、和歌山県地域公共交通計画（素案）を作成しましたので、本案に対し、広く県民の皆様から御意見を募集いたします。

2. 募集期間

令和5年12月20日（水）～令和6年1月18日（木）まで（必着）

3. 和歌山県地域公共交通計画（素案）の閲覧場所・閲覧時間

(1) 閲覧場所

県庁総合交通政策課（本館4階）及び情報公開コーナー（本館2階）

各振興局地域振興部地域課

和歌山県ホームページへの掲載

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020500/d00215208.html>

(2) 閲覧時間

午前9時～午後5時45分（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）

なお、情報公開コーナーは午後5時までとなっておりますので御留意ください。

4. 御意見の提出方法

下記のいずれかの方法で県総合交通政策課まで提出願います。

(1) 郵送による場合：〒640-8585（住所の記載は不要）和歌山県 総合交通政策課あて

(2) ファックスによる場合：073-441-2340

(3) 電子メールによる場合：e0205001@pref.wakayama.lg.jp

【提出についての注意点】

○いずれの御提出の場合も、件名を「和歌山県地域公共交通計画（素案）への意見」と御記入ください。

○様式は自由ですが、「記入用紙」を参考までに用意しておりますので、御活用ください。（閲覧場所及び県ホームページで入手可能です。）

○御意見には、氏名、住所及び電話番号（法人及び任意団体にあつては、名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を御記入ください。

○電話や口頭での受付はしていません。必ず上記のいずれかの方法で御提出ください。

5. 御提出頂いた意見の取り扱いについて

(1) いただいた御意見は、「和歌山県地域公共交通計画」策定の参考とさせていただきます。

(2) 類似する御意見を取りまとめ、県の考え方とともに県ホームページで公表いたします。（御意見の内容以外は公表しません。）

(3) 単に賛否を示した御意見や趣旨が不明瞭なもの、本計画（素案）に関係のない御意見等については、県の考え方を示すことはいたしません。

(4) 御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承願います。

(5) 御記入いただいた個人情報、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。また、第三者に提供することはありません。

6. お問い合わせ先

和歌山県 企画部 地域振興局 総合交通政策課 地域交通班（本館4階）

TEL：073-441-2353（直通）

FAX：073-441-2340